

第十條 調査の上進て決定す

第十條 理由説明の上にて拒絶

第十條 且結果類を呈送す但其状況により別に申答を又送す

る事あるべし(トウホーイは公傷と認めず)

第十條 残業に付しは剋削の歩増を存す事但請願の者に対し

こは常備日給類を基礎として歩増を存す

第十條 承認

第十條 承認

第十條 本社に在りて申渡す者(不純分子)の煽動に因り既

せられたるものにして横濱工場に於て是れを以て今

に在るも解決せざるを遺憾とすされど今後従業員

の自衛に因り申答者として離れる時の別案として日を送く

田崎に解決せんことを期望しるゝあり

右の通り回答相成度候也

大正十五年五月廿六日

日本製薬製造株式(株)社

社長 天路千代丸

横濱工場長 櫻本 謙五 即 啟

備考、右回答案に依り五月廿七日横濱工場に於て職

工代表者は協議の結果異議存し決定したり